

消耗品の公費・私費負担区分について

《基本的な区分の考え方》

公費(学校予算)

- ・校務及び学校行事、学校掲示、委員会等に使用する場合
- ・学級で使用する消耗品(学級掲示やセロテープ、油性ペン等)
- ・教員が指導用として使用する物
(コピー用紙等用紙類、チョーク、ホワイトボードマーカー、理科薬品類等)
- ・実習材料のうち全体で使用する版画インク、調理実習調味料等

私費(学校徴収金等)

- ・児童・生徒個人の所有物に係る経費(学用品、副読本、個人用学習用具、実習材料等)
- ・児童・生徒個人に直接還元される経費
 - 実習材料(調理実習用材料及び被服手芸及び技術実習材料)
 - 作品制作材料(図工・美術の作品に係る材料)
 - 模擬試験(各種検定等)
- ・他会計に関する経費(生徒会、PTA、福祉、みどりの少年団等)

場合によって区別する

- ・公費負担の物でも学習教材として多量に使用する場合は私費扱いとする

《具体的な品目例》

主な項目(品名)	公費(学校予算)	私費(学級徴収金)
実習材料【図工(美術)、技術・家庭等】		○
実習材料【版画インク、調理実習調味料等】	○	
お楽しみ会材料		○
学級園の種、苗等飼育栽培用品		○
画用紙、色画用紙、折り紙	○	○
模造紙	○	○
シール	○	○
のり、補充用のり	○	○
用紙類(コピー用紙等)	○	
行事及び玄関用の種、苗、土、支柱等栽培用品	○	
油性ペン類等	○	
セロテープ、押しピン、粘着テープ	○	
綴り紐、クリップ、輪ゴム、ホッチキス及び針	○	
ラミネータフィルム	○	
CD-R、DVD-R	○	
セロテープカッター、鉛筆削り	○	
ボール等(学級用を含む)	○	
校務及び教科指導用筆記具	○	
チョーク、黒板消し、ホワイトボードマーカー、イレイザー	○	
磁石	○	